

## 「パートナーシップ構築宣言」

### 杉浦印刷株式会社

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

#### 1.サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

##### 「新たな連携の取組」

グループ各社や近隣企業と協力し、工程の一部を分担するなど柔軟な生産体制を整えています。デジタル印刷を活かした小ロット・短納期対応を強化し、お客様と取引先双方の業務効率を高める取り組みを続けます。

グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

##### 「環境への配慮」

印刷工程では、FSC認証紙や環境対応インキを使用し、損紙削減や省エネ設備の導入を進めています。工場内の照明更新や廃棄物分別の徹底を通じて、持続可能な地域産業の一端を担いたいと考えています。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

### 「適正取引の推進」

当社は、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を遵守し、不当な値引きや一方的なコスト転嫁を行いません。

労務費・原材料費・エネルギー費の上昇時には、取引先と誠実に協議し、適正な価格反映を心がけます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

#### **④知的財産・ノウハウ**

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### **⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ**

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

#### **⑥相互の働き方への配慮**

取引先が安心して働ける環境を守るため、無理な短納期発注や急な仕様変更を避け、互いに支え合える関係を目指します。

### **3. その他**

当社が目指すのは、共存共栄の理念を体現した地域生産体制の構築です。同業他社を含むすべてのサプライヤーに対し、適正価格の遵守と工賃・工数に見合った価格転嫁の実現を呼びかけ、業界全体の持続的な発展を目指します。

2025年11月5日

杉浦印刷株式会社 代表取締役社長 杉浦慧



- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。